

(書式 1 - 3 - 2 - 4)

遺留分減殺請求の割合を定める遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第 1 条 遺言者は、その有する預貯金の全てを、妻（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）及び長男（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に対し各 2 分の 1 の割合で相続させる。

第 2 条 遺言者は、前条の預貯金を除く遺言者の有する不動産を含む一切の財産を、長男（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第 3 条 遺言者は、遺留分減殺請求があったときは、その対象となる財産の価額にかかわらず、妻及び長男がそれぞれ相続すべき財産に対し、各 2 分の 1 の割合で減殺すべきものと定める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

遺留分減殺請求がなされる場合において、減殺対象が複数ある場合、目的物の価額に応じて減殺されるのが原則であるが（民法1034条本文）、遺言により減殺の割合を定めたときは、その意思が優先されることになる（同条但書）。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所